

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が延長される旨の発表がありました。

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

※2023年8月9日にご連絡した内容に赤字の内容を追加しております。

1. 特別措置の適用

伸長対象地域	<第1群> 【鹿児島県】 奄美市、大島郡
	<第2群> 【鹿児島県】 奄美市、大島郡を除く地域

2. 特別措置の具体的な内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

<第1群>

①検査対象車

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2023年8月7日から2023年8月8日までの自動車に付保された保険契約であり、2023年8月7日から2023年8月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年8月9日を限度として、猶予します。

②検査対象外車

2023年8月7日から2023年8月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年8月9日を限度として、猶予します。

<第2群>

①検査対象車

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2023年8月9日の自動車に付保された保険契約であり、2023年8月10日に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年8月10日を限度として、猶予します。

②検査対象外車

2023年8月9日から2023年8月10日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年8月10日を限度として、猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

<第1群>

2023年8月7日から2023年10月31日までを申込日とする契約については保険料の支払を2023年10月31日まで猶予します。

<第2群>

2023年8月9日から2023年10月31日までを申込日とする契約については、保険料の支払を2023

年10月31日まで猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 	車検伸長対象地域内	有	<p>○</p> <p><第1群> 2023年8月9日まで</p> <p><第2群> 2023年8月10日まで</p>	○ 2023年10月31日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	<p>○</p> <p><第1群> 2023年8月9日まで</p> <p><第2群> 2023年8月10日まで</p>	
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 	—	—	<p>○</p> <p><第1群> 2023年8月9日まで</p> <p><第2群> 2023年8月10日まで</p>	○ 2023年10月31日まで
	上記以外	—	—	×	×